

令和6年度 第2回群馬県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和7年2月17日（月）午後1時58分から午後3時15分まで

2 場 所 群馬県庁29階 第2特別会議室

3 出席者

- ・委員 10名 松元会長 佐藤会長代理 戸部委員 中島委員 赤石委員
掛川委員 倉澤委員 青木委員 水島委員 松田委員
- ・群馬県 2名 蚕糸特産課 次長（技） 高橋正美
水産試験場 場長 阿久津良和
- ・事務局 3名 事務局長（水産係長）神澤裕平
書記（水産係技師）塩澤佳奈子、（水産係技師）小材佳之
- ・傍聴者 なし

4 開会

（事務局長）

- ・全委員10名の出席であるので、令和6年度第2回群馬県内水面漁場管理委員会を開催する。

5 あいさつ

- ・群馬県蚕糸特産課 高橋次長

6 各自自己紹介

7 議事

（松元会長）

- ・本日の議事録署名人は、青木委員と松田委員にお願いしたい。
- ・議題1「遊漁規則の変更について」である。今年度は5つの漁業協同組合（以下「漁協」とする）から遊漁規則の変更申請に係る諮問がきている。事務局から説明願いたい。

（事務局）

- ・1つ目（阪東漁協）の内容について説明する。

（松元会長）

- ・何か意見等はあるか。

（掛川委員）

- ・特設釣り場内でキャッチアンドリリース（以下「C&R」とする）区間が解除されるという認識でよいか。

（事務局）

- ・よい。

（水島委員）

- ・C&Rを解除した理由を教えて欲しい。

（事務局）

- ・C&R区間とキープ区間（持ち帰り可能区間）が混在しており、漁場管理が複雑化している。また、現在、特設釣り場内ではC&R区間において、C&R解除期間を設定していることが、遊漁者の混乱を生じさせている。これらを総合的に判断した

結果、C&Rを解除することとした。

(松元会長)

- ・ハコスチの放流量は分かるか？

(事務局)

- ・事務局の方で調べて、次回回答する。

(松元会長)

- ・他に意見等はあるか。

(委員)

- ・全員意見なし

(松元会長)

- ・他に意見等がなければ採決に移りたい。賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・全員賛成により、「諮問の内容どおりで支障なし」とする。
- ・続いて群馬漁協の内容について事務局から説明願いたい。

(事務局)

- ・2つ目（群馬漁協）の内容について説明する。

(松元会長)

- ・何か意見等はあるか。

(委員)

- ・全員意見なし

(松元会長)

- ・意見等がないようなので採決に移りたい。賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・全員賛成により、「諮問の内容どおりで支障なし」とする。
- ・続いて吾妻漁協の内容について事務局から説明願いたい。

(事務局)

- ・3つ目（吾妻漁協）の内容について説明する。

(松元会長)

- ・何か意見等はあるか。

(掛川委員)

- ・阪東漁協ではC&Rを解除した一方で、吾妻漁協はC&Rを全魚種に適用する規則へ変更したとのことであるが、委員会として意見統一した方がよいのではないか。

(中島委員)

- ・魚種や漁場によって条件が変わるため、問題ないと思う。

(水島委員)

- ・阪東漁協の場合は、特設釣り場内でのC&R解除であり、あくまでもゾーニング管理という考え方ではないか。

(掛川委員)

- ・理解した。

(松元会長)

- ・全魚種がC&Rとのことであるが、アユも対象という考えでよいか。

(事務局)

- ・そのとおりである。

(松元会長)

- ・他に意見等はあるか。

(委員)

- ・全員意見なし

(松元会長)

- ・他に意見等がなければ採決に移りたい。賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・全員賛成により、「諮問の内容どおりで支障なし」とする。
- ・続いて上州漁協の内容について事務局から説明願いたい。

(事務局)

- ・4つ目（上州漁協）の内容について説明する。

(松元会長)

- ・何か意見等はあるか。

(水島委員)

- ・遊漁規則第四条の変更により、アユのリール付竿を解禁したが、延べ竿とリール付竿とのトラブル回避のため、アユルアーを長い距離飛ばすことができるリール付竿は使用禁止と言う意味合いも今回の遊漁規則変更に含ませたい。

(掛川委員)

- ・遊漁規則第四条の変更(案)の条文では「リール付竿（疑似おとり使用を除く）」としか書いていないので、「アユルアーを長い距離飛ばすことができるリール付竿は使用禁止」までは解釈はできないと思う。

(事務局)

- ・掛川委員の指摘のとおりなので、水島委員の説明する規制を設けたい場合は、再度変更申請していただきたい。

(松元会長)

- ・水島委員の内容については、遊漁者への協力依頼という前提であれば、可能であるか。

(事務局)

- ・協力依頼という形であれば可能と考えられる。ただし、遊漁規則で定められているものではないため、強制できない。

(松元会長)

- ・他に意見等はあるか。

(委員)

- ・全員意見なし

(松元会長)

- ・他に意見等がなければ採決に移りたい。本議案に関係する水島委員を除いて、賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・全員賛成により、「諮問の内容どおりで支障なし」とする。

・続いて東毛漁協の内容について事務局から説明願いたい。

(事務局)

・5つ目(東毛漁協)の内容について説明する。

(松元会長)

・何か意見等はあるか。

(委員)

・全員意見なし

(松元会長)

・他に意見等がなければ採決に移りたい。賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

・全員挙手

(松元会長)

・全員賛成により、「諮問の内容どおりで支障なし」とする。

・続いて議題2その他について水産試験場から説明願いたい。

(水産試験場長)

・水産試験場成果発表会及び川場養魚センター及び箱島養鱒センターの施設整備について説明を行う。

(松元会長)

・何か意見等はあるか。

(戸部委員)

・工事費は予算化されたのか。また、施設整備はいつ完了するのか。

(水産試験場長)

・議会の承認を得られれば予算化される。施設整備は令和7年度に完了予定。

(松元会長)

・何か意見等はあるか。

(委員)

・全員意見なし

(松元会長)

・本日用意した議題は以上となるが、その他、何かあるか。

(事務局)

・前回の委員会を欠席した3名へ委嘱状を渡す。

8 閉会

文章中の()内は事務局で加筆

群馬県内水面漁場管理委員会

会長 松元平吉

委員 松田悦子

委員 青木泰孝